

いのちの海と空と大地



原発のない世界を求めて ニュースレター

発行： 日本聖公会「正義と平和委員会」原発問題プロジェクト
ホームページ <https://www.nskk.org/province/no-uke-project/>



原発の廃炉とは

日本の原発の現状（2023年9月時点）を以下に示す。（資源エネルギー庁作成）

右図の通り 24 基の原発の廃炉が決定している。日本ではこれまで、商業用原発の廃炉措置の実績は無く、試験炉として建設された日本原電の JPDR（茨城県東海村、12.5Mw BER）が 1996 年廃止措置を終了し更地になっているという実績があるのみである。そして、中部電力浜岡原発 1, 2 号機、四国電力伊方原発 1, 2 号機は現在、廃止措置中である。これらの原発は東日本大震災の原因となった巨大地震と津波により福島第一原発の爆発事故が発生したことから、原子力発電所の設計基準が見直され、各種の改善が必要になったことに起因する。中小出力の原発は対策費用と残された運用可能年数から考えて経済効果が小さいとみなされ廃炉の決定がなされたものである。

廃炉の手続き

原発の廃炉は「廃止措置」と呼ばれるが、これは事業者の一存ではなく、以下のような 6 項目のステップで進められる（松尾 亮著「廃炉とは何か」もう一つの核廃絶に向けて。岩波ブックレット No 1066）。

- ① 原子力規制委員会に「廃止措置計画」を提出し、認可を受ける。
- ② 発電に使用された「使用済燃料」の搬出。
敷地内の燃料プールで冷却。さらに敷地内の「乾式貯蔵施設」に移し、数十年の安全管理を行う。
通常炉の「廃炉」はこの「使用済み燃料の原子炉からの搬出」が終了した後の工程をいう。
- ③ 汚染状況の調査と除染。
作業環境の整備の為の工程。
- ④ 周辺設備の解体。
汚染レベルの低い周辺設備から解体作業に着手。原子炉とその周辺設備は安全管理しながら解体せずにおく（これを「貯蔵」と呼んでいる）。これによって放射線量の低減を待つことができる。この「貯蔵」には数十年の安全管理を行うケースもある。
- ⑤ 原子炉などの解体。
汚染レベルが低下したことを確認した後、廃炉の本丸である原子炉の解体に着手する。
敷地外への環境汚染対策が必要。台風、豪雨の頻発する地域では周辺水域への影響についても配慮する。
また、原子炉を解体した後では「高レベル放射性廃棄物」の処分について注意が必要。
- ⑥ 建屋などの解体。
解体施設の順番に配慮して解体を行う。免震重要棟など災害対応のための施設は最後に解体。

原発の廃炉作業は、放射性廃棄物の処分と切り離せない。110Mw 級原発（BWR）の廃棄物の約 2%（1.3 万トン）は「低レベル放射性廃棄物」で、それは一般廃棄物とは明確に区別され、処分方法も、管理基準も違う。しかし現在のところ「核のゴミ」の最終処分場は決まっていないので、廃炉を決定した原発の実際の「廃止措置」が順調に進められる見通しは立っていない。

東京電力は福島第一原発の汚染水タンクが満杯となり、今後の廃炉作業に支障を来すという理由で、ALPS 処理汚染水の海洋放出を強行しているが、仮に、汚染水タンクのいくつかが撤去されたとしても、そこに「低レベル放射性廃棄物」の処分場を作る為には今後、多くの検討や地域の了解などの必要がある。更に、メルトダウンした燃料デブリは「高レベル放射性廃棄物」であるが、その処分方法、処分地も決まっていない。

（現在日本では、使用済み核燃料を全数再処理して残りの残渣のガラス固化体を「高レベル放射性廃棄物」と言っているが、ここでは便宜上、再処理前の使用済み核燃料も「高レベル放射性廃棄物」に含めた）

「核のゴミ」最終処分場選定作業の状況

北海道後志管内 寿都町と神恵内村で行われている「文献調査」は 2021 年 12 月に着手し、すでに 3 年が経過した。開始して 2 年が経過した頃、実際の作業を行っている NUMO(原子力発電環境整備機構)は文献調査作業がほぼ終了したと表明していた。しかし、その時点では、評価基準が決まっていないとの理由で報告書の纏め作業が後回しになっていた。2023 年 3 月~4 月、NUMO は評価基準案を経産省に提出しほぼ了解を得ている。NUMO はその評価基準項目に合わせて報告書を作成し、近々報告する予定という。

文献調査報告書が提出された後、寿都町と神恵内村では報告書の内容を精査し、自治体として受け入れて次の「概要調査」に進むか否かの判断をすることになる。地元自治体の判断が如何なるものであっても北海道知事の判断が最終判断となる。北海道としては「核のゴミ」最終処分場の誘致は受け入れないとの条例がある。現状、知事は「原則として受け入れない」と表明している。

一方、政府は、10 カ所程度の「文献調査」候補地を選定し、その中から 1 カ所を選定してゆきたいとしている。既に長崎県対馬市が、一旦手を挙げたのであるが、市長は「住民の不安を払拭するまでの計画内容ではなかった」として最終的に取り下げた。ここで、寿都町と神恵内村の 2 自治体が「概要調査」に進むことを否定されると、「核のゴミ」最終処分場の選定作業は完全に振り出しに戻ることになる。基本的には財政的に苦しい過疎の自治体の問題ではなく、国民全体の問題であるとしつつも、交付金と引き換えに「概要調査」まで進めても良いのではないかという意見も出てくるのである。しかし、寿都町では、「文献調査」を受け入れる際に、賛否が別れ、町民に分断が生じ、現在、住民はこの問題を話題にすることを避ける状況にあるという。「核のゴミ」最終処分場が決まるまでにはまだ多くの紆余曲折があるだろう。その上で地上設備の建設や地下道の掘削に着手することになる。我が国は「使用済み核燃料」は全数再処理することになっているので、原発所内の貯蔵プールで一定期間冷却し、その後再処理工場に出荷される。その貯蔵プールの余裕も少なくなっており、あと 2~3 年の所もある。中間貯蔵施設が一杯になったらそれ以上の原発運転の継続はできない。国の原子力エネルギー政策は完全にミスマッチ状態である。

「核のゴミ」最終処分場の選定と決定は、原発を国策として進めてきた国の責任において進めることが肝要である。財政の苦しい過疎地自治体が交付金支給を条件として手を挙げるのを待つやり方は住民の分断を招きやすい。筆者は最終的に決定された後の交付に改めるべきと考える。

